

平成26年度 事務事業評価シート

事務事業名		一般廃棄物処理業の指導事務				所管	環境清掃部 清掃リサイクル課	
事務事業の概要	行政計画	なし	事業NO.		計画事業名		事業の開始・終了年度	
	長期総合計画体系	[基本目標]					事業の開始・終了年度	
		[小柱]					[事業開始] 平成18年度	
		[施策]					[終了予定] - 年度	
	根拠法令等	法令(義務)		[法令等名]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法			
	事業対象	一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者						
	事業目的	事業系一般廃棄物の適正処理を確保することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。						
	事業内容	事業系一般廃棄物の処理を業として行おうとする者に対し、定められた許可要件を満たすかどうか審査を行った上で許可を与える。また、一般廃棄物の適正処理を確保するため、許可を与えた業者に対し指導・監督を行う。						
委託の有無	一部委託		委託内容	23区廃棄物情報管理システム保守委託				
補助金の有無	なし							
事務事業の実績	種別	指標の名称 (単位)		目標値 (27年度)	23年度	24年度	25年度	
	活動指標	許可業者立入検査実施件数 件		20	50	66	12	
	成果指標	一般廃棄物処理業許可業者数 業者		295	302	295	295	
	決算額 (単位：千円)			507	474	260		
	事務事業コスト (単位：千円)	人にかかるコスト (人件費など)		11,521	11,662	8,521		
		物にかかるコスト (物件費・維持補修費)		340	315	261		
		その他のコスト (扶助費・補助費など)		168	160	0		
		総経費		12,029	12,137	8,782		
財源項目 (単位：千円)	受益者負担額 (使用料・手数料・負担金など)		508	475	258			
	その他特定財源 (国や都の支出金・財産収入など)		0	0	3			
	一般財源 (区負担額)		11,521	11,662	8,521			
前年度から改善した事項		平成25年4月より、東京二十三区清掃協議会において申請・届出事務を共同処理することとなったが、許可を与えるのは区であるため、清掃協議会との連携を密にとり許可業者への適正指導を図った。						
評価の視点	評価	評価の理由						
	必要性	3	一般廃棄物処理業の許可は市町村長が与えることが廃棄物処理法により定められている。従って、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、適正に許可を与えるとともに、許可業者に対する継続的な指導・監督を行う必要がある。					
	効率性	4	申請・届出事務を清掃協議会で共同処理することとなり、事務が効率化された。					
	手段の適切性	3	許可業者への立入検査も清掃協議会が中心となって行うため、区の実施件数は減少しているが、日頃の事業活動の確認や行政指導・処分のために有効かつ効率的な手段である。					
	目的達成度	3	事業系一般廃棄物は滞りなく処理されており、必要な許可業者数は確保されている。					
[評価の理由] (区民生活への影響を十分考慮すること)					評価結果	今後の方向性	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了	
平成25年4月より、東京二十三区清掃協議会において事務を共同処理することとなった。しかしながら、許可を与えるのは各区であることに変わりなく、引き続き許可業者への指導・監督を要する。						維持		